

清末「新政」期以前の東部内モンゴルにおける 蒙地開放及び県の設置 —ジリム盟ゴルロス前旗の長春県及び農安県を事例として—

包 苓 春

1. はじめに

1.1 時代背景

周知のように、清朝は1635年に内モンゴルを併合した後、盟旗制度と呼ばれる行政機構を設定し、内モンゴル地域を6盟49旗に分けた。旗ごとに旗長(jasay ジャサク)の職を設け、旗内の土地と人民を管理させた。さらにいくつかの旗を合わせて一つの盟にし、盟長や副盟長らに管理させた。そして首都北京に理藩院を置き、理藩院を通じてこれらモンゴルの各盟旗を管理していた¹。

しかし、清朝初期から少しずつ漢人農民が蒙旗(モンゴル諸旗、以下蒙旗と略す)に入り込み、内モンゴルにおいて社会経済面と行政統治制度面の両面で変化をもたらし始めた。社会経済面でいうと、清代の初期・中期以降内モンゴルの東部・南部が漢人農民の流入によって徐々に農地化していき、伝統的な牧畜社会とかけ離れた半農耕半牧畜社会或いは純農耕社会へと移行していった²。行政面でいうとモンゴル地域に入って来た漢人移民を管理するために、清朝政府が内モンゴル諸旗の内部に中国本土式の行政機構である府庁州県を新たに設置したため、結果的に盟旗制度と州県制度との二重行政になった³。このような状況は東部ではジョソト盟、そしてジョーオダ盟南部といった漢人居住地帯に近いところから始まって徐々に北部ジリム盟まで進んでいった⁴。中部の帰化城トゥメト地域では明の嘉靖年間(1522-1566年)から漢人の入植が始まり、清の雍正元(1723)年には早くも帰化城庁ができている⁵。ハラチン3旗、オーハン旗、オンニョード旗などの地域でも康熙年間に内地漢人農民の蒙地開墾を許し、彼らは、最初は春に来て秋に戻っていたが、長い期間を経る内に内地へ帰らなくなったのである。その結果雍正元(1723)年に熱河庁、同2(1724)年に張家口庁ができた⁶。つまりジョソト盟とジョーオダ盟南部地域はその時点で

¹ 岡2007参照。

² プレンサイン2003:6.

³ 孟和宝音2010:37-53.

⁴ プレンサイン2003:6.

⁵ 矢野1925:115.

⁶ 矢野1925:108-121.

すでに半農耕半牧畜社会或いは純農耕社会へ移行し始めていたということになる⁷。

東三省辺外のジリム盟に属する各旗における開墾は、乾隆末期頃から盛んになってきた。清朝は乾隆13(1748)年から光緒28(1902)年まで、内地の漢人農民がモンゴルへ移住することを禁じる所謂「封禁政策」を採ったが、これを徹底的に実施することは不可能であった。清朝の「借地養民」政策や、或いはモンゴル人王公たちが「封禁政策」に違反して漢人農民を招き入れて土地を開墾させたりしたことによって、南部のジョソト盟やジョーオダ盟はもちろんのこと、ジリム盟の農地開墾も大幅に進んだ。乾隆49(1784)年からホルチン左翼前旗、同56(1791)年からゴルロス前旗の開墾が始まり、嘉慶5(1800)年に長春庁(1800年に庁、1889年に府、1913年に県)が設置された⁸。このようにジリム盟ではホルチン左翼前旗、ホルチン右翼前旗、ゴルロス前旗などで早くから蒙地開墾が進み、光緒28(1902)年までに中国本土式の行政機構が各地に設置されていた⁹。

1.2 研究目的

本研究の目的は、内モンゴル東部地域の蒙地開放、及び旗の内部における中国本土式の行政機構設置という歴史的経緯の詳細なプロセスを描き出すことである。具体的には、ジリム盟ゴルロス前旗を事例とする。同旗の内部には、清代の嘉慶初期から1930年代までに長春(1800年に庁、1889年に府、1913年に県)、農安(1889年設置、以下同様)、長嶺(1908年)、徳恵(1910年)、乾安(1928年)、九台(1932年)の6つの中国本土式の行政機構(県)が設置されたが、本稿ではその内、嘉慶5年(1800)にゴルロス前旗の中で最初に開放された長春と光緒15(1889)年に2番目に開放された農安の両県を事例として、それぞれの蒙地開放に至るまでの経緯、土地の売却手続き、そして税金の取り方などの詳細なプロセスを解明する。清朝は光緒28(1902)年から「移民実辺」と呼ばれる政策によって漢人農民を大量に内モンゴルへ入れ、それによってロシアや日本などの侵略を防ごうとした結果、その時期以降、東部内モンゴル各旗の内部に大量の中国本土式の行政機構が設置されることとなる。この問題について筆者は、同じゴルロス前旗の開放蒙地としてかなり後の1928年に吉林省政府(軍閥)の主導によって設置された乾安県を事例として検討したことがある(拙稿包苓春2018、包苓春2019)。それに対してこの長春、農安の2県は東部内モンゴルの中でも比較的早い段階で開放された蒙地であり、かつ旗長自身の意志によって開放された所謂「私墾」の事例であるため、この事例を検討する作業によって、内モンゴル東部地域が社会経済面と行政統治制度面の両面で変化していく長期間の過程をその初期からより全面的に描き出すことができるであろう。もちろん、残りの3県の事例についても今後詳しく検討

⁷ 王2000:16.

⁸ 王2000:18.

⁹ プレンサイニン2003: 35-39.

していきたいと考えている。

1.3 先行研究の整理

内モンゴル東部地域における土地開墾問題及び中国本土式の行政機構の設置という課題を扱った主な先行研究をあげると、まず矢野1925では『大清會典事例』、清朝皇帝の『聖訓』、『東華録』、『吉林通誌』、『東三省政略』、そして1910年代の南満州鉄道株式会社の関連調査の成果などを使って、清朝初期から清末の移民実辺政策期までの帰化城トゥメト地域、ジョソト盟、ジョーオダ盟、ジリム盟の各旗における漢人の入植、蒙地開墾及び中国本土式の行政機構が設置された時期、開墾の発端、経過の概要などを検討した。氏の研究は1925年という早い時期に行われたにもかかわらず、膨大な史料を用いて非常に優れた成果を残した。基礎的知識を提供してくれるため、本稿でも氏の研究に依るところが大きい。しかし氏の研究は、内モンゴル各旗の個別の開墾過程に関しては、詳しく検討できていない。次に井手1940では、ゴルロス前旗における小作関係、特にこの旗のモンゴル人が、蒙地開放の際に与えられた生計地¹⁰を流入して来た漢人農民に小作させていたという実態を明らかにした。田山1954は、旗地の所有関係について優れた見解を示している。王2000では、主に満州国時代の『錦熱蒙地調査報告書』を使って、ジョソト盟やジョーオダ盟のモンゴル人居住地域を中心に、複雑な土地関係を明らかにした。ブレンサイン2003では、文献史料の分析読解とフィールド調査の研究方法を併用しながら、ジリム盟ホルチン左翼中旗における蒙地開墾問題と農耕モンゴル人村落の形成過程について論じた。広川2005では満州国の「蒙地奉上」という土地政策を詳細に検討し、満州国政府がいかなるプロセスを経て、開放蒙地に居住する漢人農民に対する蒙旗側の徴租権を取り上げたかを論じた。ソドビリグ2007ではゴルロス前旗を取り上げて土地開墾問題を考察し、主として「蒙租」の制定、変遷、撤廃の過程を論じて、近代東部内モンゴルの土地権利関係の変遷を明らかにした。拙稿包苓春2018では、現地の文書館に残されている開墾当時の漢文一次史料と満州国時代の興安局が調査・出版した日本語史料を利用し1925年から吉林省政府がゴルロス前旗の蒙地を開放して、1928年に乾安県を設置した際の土地開墾計画、測量の方法、そして乾安県の誕生などの具体的な過程を明らかにした。拙稿包苓春2019では、同じ乾安県の土地売却手続きの実態、蒙租の取り方などの問題を検討した。

しかし、以上のようなこれまでの諸研究では、包苓春2018・包苓春2019を除いて、「開放蒙地」における土地開墾の詳細なプロセスや手続き上の実態、例えば土地の測量方法、民間に払い下げる際の具体的な手続き、蒙租の徴収方法などに注目した研究はほとんどない。そこで本稿では長春県と農安県におけるこれらの問題を解明したい。

¹⁰ 蒙地開放にあたり、開放地内または開放地付近において旗長たるモンゴル王公が旗内のモンゴル人に対して、その生計に資するために支給した土地のことである。

1.4 本研究で使用する史料

本研究では以下の6種類の史料を利用する。包蒼春2018・包蒼春2019で扱った乾安県の事例に比して、この長春・農安両県の事例はやや時代が古いこともあって現地檔案史料が発見されておらず、日本側の史料と漢文地方誌史料が中心となる。

史料①：興安局1938『開放蒙地資料第1輯郭爾羅斯前旗開放蒙地調査報告書』 戦前期モンゴル社会関係実態調査資料集成 「第1期」満州国関連機関調査報告1「非開放蒙地調査報告」「開放蒙地調査報告」2016年再版 近現代資料刊行会 第8巻。

この史料は満州国政府及び興安局が1938年の蒙地奉上にむけて、開放蒙地の具体的な権利関係を確定するために県（開放蒙地）ごとに実施した調査の結果をまとめたものである。興安局、地籍整理局、満州国内務局の日本人職員が中心となって、実際に開放蒙地へ行き、現地で聞き取り調査と文書調査を実施して、作成した報告書である（以下、史料①のことを「調査報告書」と統一して呼ぶ）。この報告書は清末から1930年代までの蒙地に関する史料や聞き取り調査を多く含んでいる点で貴重なものと言える。しかし限界もある。例えば、清末から満州国期にかけては、蒙地開放によって利益を得て大地主となった者が多く存在していた。そのうち、反満州国の立場を取った人物の財産は「逆算」¹¹として処理されたが、満州国高官となった人物の土地についてはこの報告ではほとんど言及されていない。また現地史料をも十分には把握しきれていないといわれる¹²。

史料②：張書翰（纂）1941『民国長春縣志』（『中国地方志集成・吉林府縣志輯』として鳳凰出版社より2006年5月に再版）。

この史料は民国16（1927）年以前から当時の県知事であった張小斎によって編纂され始めたが、満州事変などいろいろな事情があったため中断され、最終的に出版されたのは康德8（1941）年であった¹³。全6巻本であり、長春地域を研究する上で大変に貴重な史料である。

史料③：鄭士純・朱衣點（纂）1927『民国農安縣志』（『中国地方志集成・吉林府縣志輯』として鳳凰出版社より2006年5月に再版）。

この史料は民国15（1926）年の夏、中華民国の内務部が各省へ公文書を送って管轄下の各県に県志を編纂させるよう命令した時にできた全8巻本の地方志であり、農安県における最初の県志であるため利用価値は非常に高い¹⁴。

史料④：長順監修、李桂林編1891『吉林通志』（李毓澍主編1965年再版、中国邊疆叢書、文

¹¹ 内乱もしくは匪乱を企てた者またこれに当たる者の財産を逆算と称した（土地整理局1939）。

¹² 広川2005:96.

¹³ 『民国長春縣志』（史料②）序：5.

¹⁴ 『民国農安縣志』（史料③）序：1-3.

海出版社)。

この史料は当時の吉林將軍長順が光緒17(1881)年に李桂林に命じて編纂させた吉林における最初の通志である。全122巻からなり、東北地方を研究するには最も貴重な史料の一つである¹⁵。

史料⑤:徐世昌1909『東三省政略』(李毓澍主編1965年再版、中国邊疆叢書、文海出版社)。

日露戦争後、清朝はロシアと日本に危機感を感じ始め、勅令を以って皇族の発祥地である東北地方に対する封禁政策を廃止し、それまでの盛京、吉林、黒龍江の3將軍による軍政支配を他の中国各省と同様の総督巡撫制に変更した。奉天、吉林、黒龍江に各々巡撫を置いたほか、東三省総督を一人置いて三省をまとめて管理させた。徐世昌は最初の東三省総督であり、彼は延辺地方において府庁州県を増設し、移民を招いて実地するという政策をとった。東部内モンゴルにおいては遊牧地を全面的に開放し、漢人農民を招いて開墾させることで経済を発展させようとした。この史料は徐世昌が部下に命じて関連する文献を集めた上、光緒33(1907)年から宣統元(1909)年4月にかけて作成した12巻本の史料であり、東北地域を研究するには最も貴重な史料だと言われている¹⁶。

史料⑥:南満洲鉄道株式会社編纂1914(亀淵龍長筆)『満州旧慣調査報告書前編ノ内 蒙地』満州日日新聞社。

この史料は、1910年代に南満洲鉄道株式会社調査科の亀淵龍長が、清朝・中華民国時代に発行された『論摺彙存』、『東三省政略』、『政治官報』、『吉林官報』などの行政文書や新聞を使って、東部内モンゴル各旗における古い習慣や土地関係をまとめた調査報告である。

2. 長春県の開放

2.1 長春県の開放に至るまでの経緯及びその範囲

ここでは、グルロス前旗長春県の開放に至るまでの経緯及びその地理的範囲について関連する文献をできる限り調べた上で、詳しく検討していきたい。

2.1.1 長春県の開放に至るまでの経緯

まず、長春県の開放について「調査報告書」(史料①)で述べられている内容を以下の通り引用する。()内は原文通りであるが、番号を付した下線や〔 〕の記号内は引用者包茶春が付け加えたものである。以下同様。

¹⁵ 『吉林通志』(史料④)序:1-4.

¹⁶ 『民国長春縣志』(史料②)序:1-2.

第一節 開墾沿革

(1) 長春縣地方の開墾が乾隆の末葉鎮國公恭喇格布坦¹⁷公の私招墾民に始まることは東三省政略蒙務下に「長春府郭爾羅斯牧地乾隆年間鎮國公恭額拉布坦私招内地民人張立緒等墾地」と見え、農安縣調査報告書に引用せる將軍延茂の報告書にも「乾隆五十六年將該牧地放興流民墾種」とあることにより明白である¹⁸。

(2) かくて此等流民は前記郭爾羅斯旗扎薩克公恭格喇布坦の招民墾種を端緒として長春縣地方溢入し始めるに至つたが當初扎薩克が地畝測量のことに暗く地畝の割合に地租の少きことを奇貨として流民の集する者日に繼ぎ嘉慶四〔1779〕年、時の吉林省軍¹⁹秀林が該旗盟長の拉旺²⁰と會同して踏査したる處既に熟地二十六萬五千六百四十八畝民戸三千三百三十戸を查出するに至つた（東三省政略蒙務下）そこで嘉慶五年上諭を以て當時既に流寓せる内地人民は古くより租種墾種せるもので遽に驅逐すること困難であるのみならず蒙古人亦毎年租銀を収めて生計に裨益する所あるを以て舊通り耕種納租を許し爾後は一畝の多墾一戸の増加をも許さず東は穆什河より西は巴迎吉爾克山まで幅二百三十里、南は吉林伊通邊門より北は吉住窩鋪まで縦一百八十里の長春堡一帶の地を劃し其の租種墾種の區域と定め封堆を設けて限界を逾へ開墾することなからしめ理事通判、巡檢各一員を置いて之を管轄せしめた（大清會典事例卷一五八、一六七吉林通志卷二東三省政略蒙務下等に依る）。是既ち四大郷の地域であつて分つて沐德（東至驛馬河西至霧開河）撫安（東至霧開河西至伊通河）恆裕（東至伊通河西至新開河）懷惠（驛馬河東）となし俗に大荒又は老荒と稱せられる²¹。

(3) 而して嘉慶四〔1779〕年流寓民人の查出を爲した將軍秀林は借地安民を奏准せることは東三省政略其の他多くの文獻に記載られてゐる既ち後に謂ふ借地養民と同一義であつて此の地方の執照には概ねこの字句を登載し當時の開墾は決して土地を賣却したものではない旨を明にし人民の間にも亦此の觀念が深く浸透してゐる。ところが此の借地養民の義を以て清朝の蒙地開墾の禁を緩めたものとし或は一つの制度であると解するものがないではない（東三省政略奉化縣志）。然し乍ら之は全く誤りであつて清朝は依然一畝の多墾、一戸の増加をも准ざる旨を繰返しており又別に之を制度として

¹⁷ 史料①の誤記。正しくは「輔國公恭格喇布坦（ゲンガラブタン）」である。包桂芹1995:299によるとゴルロス前旗の第8代旗長輔國公。乾隆22（1757）年に輔國公を世襲し、嘉慶3（1798）年に死去。

¹⁸ 興安局1938（史料①）：31.

¹⁹ 史料①の誤記。正しくは「將軍」だと思われる。

²⁰ ラワン。包桂芹1995:229-230によると、ホルチン左翼中旗旗長であり、嘉慶（1798）3年から嘉慶7（1802）年までジリム盟盟長を兼任していた。

²¹ 興安局1938（史料①）：31-32.

定めたといふ文獻をも見出さない。而も當時の開墾許可は飽く迄蒙古王公の私招に依る流民の現在者を定着せしめたに過ぎないのであって之を以て恰も清朝が蒙古の土地を借用して民の生計を養ふといふ意に解するは蓋して當らざること甚だ遠いものと謂わねばならぬ…(後略)²²。

(4)さて斯の如く界限を定め以外の地を開墾することは嚴重に禁止されたのであるが民族移動に比すべき流民の増加は此等の禁令一片の反故と化し嘉慶十一〔1806〕年七月の上諭に依れば「郭爾羅斯地方従前因流民開墾地畝設立長春廳管理原議章程除已墾熟地及現居民戶外不准多墾一畝增居一戸今數年以來流民續經荒又增至七千餘口之眾」と見え僅々數年の裡に此の方面に侵入して開墾に従事する者七千餘名の多きに達し同十三〔1808〕年五月には長春廳は流民三千十戸を查出して民冊に登録して按押せることがあり、更に同十五〔1810〕年十一月には長春廳屬新來流民は六千九百五十三戸に達している。然し乍ら清朝は此れを驅逐することは貧民の生計を失はしめ憐憫に堪えないものありとして其の居住耕種を許し爾後邊門の卡官を督勵して口外に出でんとする民人あらば嚴に之を詢明し群象相率ひて移住するを禁し或は爾後陽に奉し陰に違ひ民人を招きて増墾せしむる者あらば將軍理藩院を経て上奏すべしと嚴命を為すに至った。(吉林通志卷二)²³

(5)降つて道光二〔1822〕年にも再三の禁令にも拘らず郭爾羅斯公翰克托琿²⁴が租子の利を貪らんとして私かに民人を容留した爲新舊開墾地合せて二千七百餘頃を查出せられ上諭を下して之を處罰せんとしたが該扎薩克が此の時既に故人となつてゐたので單に協理台吉巴彥圖爾に五九牲畜を同托恩多吉に二九牲畜²⁵を罰したが其の招來せる流民は悉く居住を許すことゝした(吉林通志卷二)²⁶。

長春県誌に従ひ開放地域圖を示せば次の通り。

長春廳原畫四鄉表(長春縣志)²⁷

²² 興安局1938(史料①):32.

²³ 興安局1938(史料①):32-33.

²⁴ 包桂芹1995:299では恩克托克托琿(エンフトクトホ)と表記されている。ゲンガラブタンの次男。嘉慶13(1808)年に旗長輔国公を世襲し、道光2(1822)に亡くなった。

²⁵ 9頭の家畜を1セットとして、5セット没収する罰を「五九牲畜」(45頭)、2セット没収する罰を「二九牲畜」(18頭)と呼んだ。萩原2006:61等参照。

²⁶ 興安局1938(史料①):31-34.

²⁷ 興安局1938(史料①):35及び『民国長春縣志』(史料②)卷一 興地志 疆域:60。なお、「調査報告」のこの表は『民国長春縣志』からそのまま引用したものであり、筆者はその両方を確認した。

| 郷名 | 所在地 | 界址 | 畫分甲數 | 備 |
|-----|------|----------------|-------|--|
| 懷惠郷 | 驛馬河東 | | 未詳 | 宣統元年將全部畫出另設德惠縣 |
| 沐德郷 | 驛馬河西 | 東至驛馬河 西至霧開河 | 共分八甲 | 宣統元年將四、五、六、七甲畫出併入懷惠郷設德惠縣德惠縣之命名亦由二郷之名各取一字以成 |
| 撫安郷 | 霧開河西 | 東至霧開河 西至伊道河 | 共分十一甲 | |
| 恒裕郷 | 伊通河西 | 東至伊通河 西據新開河 | 共分十九甲 | 光緒十五年將十四、十五、二甲畫隸農安縣 |

史料①の引用は以上で終わる。

長春県の開放に至るまでの経緯としては、以上に引用した史料①の下線部(1)によると、乾隆56(1791)年に当時の旗長輔国公グンガラブダンが、地租を徴収する目的で、旗南部の一部を張立緒等の漢人農民に開放したことから始まったのである。これについて「調査報告書」(史料①)は、『東三省政略』(史料⑤)と後述する「將軍延茂の報告書」を根拠として挙げている。

続いて史料①の下線部(2)によると、嘉慶4(1799)年吉林將軍の秀林がジリム盟盟長ラワンとともにゴルロス前旗における「私墾地」を調べた時、漢人農民が3330世帯、「熟地」が265,648畝という大規模に達し、すでにそこで開墾を始めて久しかったため、彼らをすぐ追い出すことはできなかった。その上、蒙旗側も地租による収益を放棄できないことを考慮し、吉林將軍から清朝に「借地養民」の名目で漢人流民の居住をそのまま認めてくれるように奏請した結果、寛城子というところに長春庁を設置し、理事通判、巡檢を各々1人置いてこれらの漢人を管轄させたと述べ、『東三省政略』(史料⑤)や『吉林通志』(史料④)をその根拠として挙げている。

筆者は「調査報告書」がこれらの史料を正確に利用していることを確認したので、まずここでいう「將軍延茂の報告書」について説明したい。道光7(1827)年にゴルロス公阿拉坦鄂斎爾²⁸が長春西北方にある「夾荒」地方を開放することを願って上奏した。当時の規定によると10年ごとに一度土地を測量し、元の面積より増やして開墾した土地を調べてその土地からも「蒙租」を徴収することになっていたが、開放後再測量の度に佃戸の反対に遭い、ずっと後の光緒23(1898)年延茂が吉林將軍になった時ようやく蒙租を徴収する土地面積をもとの2倍に増やすことができた。延茂がこの状況を清朝中央へ報告した時、ゴルロス前旗の開墾の経緯について「乾隆五十六年將該牧地放興流民墾種當時僅圖目前之利於履畝繩丈之政闕然未濟流民因之多佔地而少納租(後略)」と述べた一節が、興安局の調査員によ

²⁸ アルタンオチル。包桂芹1995:300によると、道光2(1822)年に旗長輔国公を世襲した。

て前記の下線部分(1)とはまた別に「調査報告書」(史料①)農安県部分の最後の部分に漢文のまま参考史料として採録されている²⁹。この漢文を調査員がどこから引用したのかについてはなお不明である。

上に引用した史料から、嘉慶4(1799)年時点での開墾された土地の面積と入植していた漢人の世帯数、そして長春庁が設置された時期が確認できる。史料①の下線部(3)にある「借地養民」という用語については『吉林通志』(史料④)では以下のように述べられている。

乾隆五十六年郭爾羅斯札薩克公恭格喇布坦以其遊牧之地招流民墾種初不知有履畝繩丈之制地多租少流民利之故至者日眾嘉慶四年將軍秀林查辦始為借地安民之議³⁰

〈引用者による翻訳〉

乾隆56〔1791〕年にゴルロス前旗旗長グンガラブタンがその牧地に流民を招いて開墾させた。彼は最初は現地へ行って縄を使って土地を測量する方法を知らなかったため、〔開墾された〕土地が多いのに〔徴収する〕蒙租が少なくて流民に利益がある。この故にここに至る者が日々大勢になって、嘉慶4〔1799〕年に將軍秀林が調べて辦理したことが借地安民の始まりである。

史料①の下線部(3)にある「借地安民」という用語はこの地方の土地執照(土地証明書)には概ね載せられており、当時の蒙地開放は決して土地を売却したものではないと興安局調査員は主張していて、この地方における漢人農民たちもこの点について理解していたようである。「調査報告書」(史料①)ではまた、『東三省政略』などで「借地養民」政策は清朝の「禁墾政策」を緩めた1つの政策であるという見解が書かれているけれども、それは全くの誤解であり、依然として1畝の増墾、1戸の増加をも許してはいないという主旨を繰り返し、当時の開墾許可はあくまでゴルロス公の私墾によって集まった漢人農民を定着させたにすぎないと主張している³¹。筆者もこの見解に同意できる。なぜならば、ゴルロス前旗の開放蒙地である長春四大郷地方における漢人農民からも税金を徴収するという吉林將軍秀林による上奏に対して嘉慶帝が嘉慶7(1802)年に上諭を下して拒否した時の回答の文章が、『吉林通志』(史料④)に載っているからである。以下に嘉慶帝の上諭を引用する。

²⁹ 興安局1938(史料①): 227-228, 279.

³⁰ 『吉林通志』(史料④)巻二十九、倉貨志二、田賦上.

³¹ 興安局1938(史料①): 32.

… (a) 蒙古遊牧處所例不准內地民人踰界前往開墾惟因蒙古等不安遊牧招民墾種事閱多年相安已久且蒙古每年得收租銀於生計亦有裨益是以仍令其照舊耕種納租此係朕爲體恤蒙古起見 (b) 乃秀林奏請照吉林民人之例一體納租大屬非是方今中外一家普天莫非王土但蒙古向來遊牧之地既許內地民人墾種若復官爲徵收竟似利其租入豈朕愛養蒙古之意今軍機大臣等議令設官彈壓不令經徵並不准照吉林地丁收租所議甚是 (c) 至秀林奏將長春堡界內居住蒙古等另擇善地移出一節該處本係蒙古等遊牧之所豈有轉令遷徙之理秀林不曉事體著傳旨申飭 …

この上諭の下線部 (a) を訳すと、嘉慶帝は「モンゴルの遊牧地の例でいうと、内地の民人は境界を越えてモンゴルへ赴いて土地を開墾することを許さない。ただモンゴル人たち〔モンゴル王公たち〕は遊牧生活に満足せず民を招いて小作させて、互いに仲良くして久しかったし、且つモンゴル人も毎年小作料(收租銀)を得ていることは生計に利益があるため、依然として彼らに命令してそのまま開墾・納租させる。これが朕のモンゴルをいたわる目的である」と述べている。

続けて下線部 (b) を訳すと、嘉慶帝は「秀林の、吉林における民人〔一般漢人小作人〕の例に習って、全般から税金を取るという提案は大間違いである…若し官を置いて管轄させて税金を徴収すれば、地租による収入のためのように見えてしまい、朕のモンゴルを愛しんで養う思いに合わない。今の軍機大臣らが協議した上で『官を置いて管轄させるのみで税金を徴収するように命令しない。均しく吉林の一般地丁のように税金を取るとは許さない』と秀林に命令したことはその通りで正しい〔甚是〕」と言っている。また下線部 (c) を訳すと、嘉慶帝は「秀林の、長春堡地域内に居住するモンゴル人たちを他に良い場所を選んで移出させるという意見に対していうと、この場所はもともとモンゴルの遊牧地である。決して命令を出して移出させる道理がない。秀林は事態を知らないので聖旨をもって譴責すべきである」と言っている。この上諭から、清朝は嘉慶5(1800)年に長春庁を設置した後も東部内モンゴルにおいて「封禁政策」から「借地養民政策」に変更したという訳ではなく、相変わらず一畝の増墾、一戸の増居をも許さなかったということがわかるであろう。

最後に、『吉林通志』に基づく史料①の下線部(4)によると、四大郷以外の土地を開墾することは厳しく禁止されていたにもかかわらず、民族移動のような流民の増加は止まらなかったのである。嘉慶11(1806)年7月の上諭によれば、数年のあいだにこの方面に入植してきた民が7000人あまりの多数に達し、同13(1808)年には長春庁で3010戸もの新しく来た流民を民冊に登録したことがあり、さらに同15(1813)年には新たに6953戸の流民が長春庁に来ていたことを調べ出していたという。ただ清朝は、毎回一畝の増墾、一戸の増居

をも許さないと言いながらこれらの流民を駆逐することはせず、彼らをすぐに追い出せば生計を失うことになるという理由で、結局そのまま居住させてしまったと考えられる³²。

なお史料①下線部(5)及びその基となった史料④(『吉林通志』)によると、利益を目当てに漢人農民を無断で受け入れたモンゴル王公を清朝政府が処罰した例は文献史料に1回しか記録されていないのである。

2.1.2 長春県の範囲

本稿で言う長春県の範囲は、満州国時代の興安局が作成して「調査報告書」(史料①)に載せた地図(本稿末尾に引用した地図)上の範囲である。その大部分が以下で検討する嘉慶5(1800)年に開放された「四大郷」地方であるが、道光7(1827)年に開放された新開河より西にある「西夾荒」の一部分も含まれている(地図参照)。「西夾荒」の開放については本稿3.の農安県部分で詳しく検討する。

嘉慶5(1800)年に長春庁ができた時の区画範囲は「調査報告書」(史料①)下線部(2)によると、長春堡一帯の地方、すなわち沐徳(東は飲馬河に至り、西は霧開河に至る)、撫安(東は霧開河に至り、西は伊通河)、恆裕(東は伊通河へ至り、西は新開河に至る)、懷惠(飲馬河の東)という4つの郷を指し、一般的には「老荒」と呼ばれていたのである(末尾の地図参照)。またこの記述は『民長春縣志』(史料②)を根拠としているので、確認のために元の史料②をもここで引用しておきたい。なお史料②にある前述した4つの郷の区画表は「調査報告書」(史料①)がそのまま引用しているのでここでは繰り返さない。

當有清嘉慶五年設治伊始行畫區分鄉之法分全縣爲四鄉曰懷惠曰沐徳曰撫安曰恆裕鄉設鄉約每鄉分若干甲甲設甲長每甲分若干牌牌設牌頭茲將區畫大略表示於左³³…

〈引用者による翻訳〉

嘉慶5〔1800〕年に(長春庁を)設置してから、郷に区分けする方法で、全県を4つの郷に分けた。懷惠、沐徳、撫安、恆裕である。郷には郷約を設置し、1つの郷を幾つかの甲に分け、甲には甲長を設け、1つの甲を幾つかの牌に分け、牌には牌頭を設けた。ここで区画の大略を左に表示する

史料②から当時の長春庁の範囲について確認できたが、ここで述べられている「畫區分鄉之法」についていうと、長春庁を沐徳、撫安、恆裕、懷惠の4郷として区画して、郷には「郷約」を置き、1つの郷をいくつかの「甲」に分けて甲に「甲長」を設置し、さらに1つの甲を

³² 興安局1938(史料①):32-33.及びその記述の根拠となった『吉林通志』(史料④):卷二聖訓志二.

³³ 『民長春縣志』(史料②):卷一 興地志 疆域:60.

いくつかの「牌」に分けて、牌に「牌頭」を設置するという中国本土式の行政管理方法を取り入れたのである。その際、「この場所はもともとモンゴルの遊牧地であるため、モンゴル人を移出させる令を出す道理がない」という前述した嘉慶帝の上諭を思いおこすと、長春県内で暮らすモンゴル人をこの時どのように処置したのかという問題に関心を寄せざるを得ないが、残念ながら史料上の制約によってこの問題は今後の課題とせざるを得ない。

漢人農民の入植の経緯を見ると、清朝政府は漢人がモンゴル地方に入って農業に従事することやモンゴル王公が彼らが無断で受け入れることを始終禁止していたとはいうものの、内地の人口爆発による生計問題を解決できず、漢人農民が生計を失うことに毎回配慮して結局は追い返すことができなかつたため、いわゆる「禁墾政策」というのは名目上のものになっていたと言っても過言ではないように思われる。

2.2 払い下げの手続き及び土地証明書の発行

2.2.1 土地の払い下げ手続き

次に、関連する史料を使って長春県の詳細な開放プロセスを検討していきたい。まず史料①の記述を以下に引用する。

第二節 丈放手續

乾隆五十六 [1791] 年扎薩克公恭格喇布坦の招民墾種は純然たる私招であつて文獻にも扎薩克が地畝測量のことに暗かつたとあるから別に丈量[測量]などのことを行はず民人をして土地を指定せしめ耕種納租を許したものと思はれる。従て別に丈放機関の設けもなく単に旗より人を派して辦理せしめたものであらう。報領順序に付ては全く文獻の徴すべきものなく其の状は明にし難いけれ共聽取調査の結果に従へば當時王君寵、張廷仁、朱克旺、張立緒の四名の攬頭³⁴があつて大段を包攬³⁵したと謂ふから此等の者は各自の希望に従て報領地を指定し扎薩克より白契³⁶の發給を受け其證とし民戸は之等攬頭より分地を受けて估單³⁷を受領したものと思はれる（縣及蘇寶麟並に卡倫にて聽取り）³⁸

土地の払い下げ手続きとしては、この「調査報告書」(史料①)の記述によると、乾隆56

³⁴ モンゴル王公から広い土地を受け取った後、これらの土地を小分けして漢人農民に小作させ、中間利益を得ていた人々のことを指す。

³⁵ 広い土地をまとめて受け取ること。

³⁶ 官の朱印が押された「紅契」という契約書の対となる用語であり、官の朱印認定がないまま個人間の土地家屋売り渡しのよう交付された私的契約書のことである。

³⁷ ここでは土地の使用収益権を占有していることの証明書を指す。

³⁸ 興安局1938(史料①): 35-36.

(1791)年に旗長グンガラブダンが秘かに漢人を招き入れた「私墾」であり、旗長が土地を測量する知識を有しなかったこともあって、土地の測量や売却などを取り扱う役所を設置しなかったと考えられる。

土地の払い下げ手順については根拠となる文献史料が残っていないが、「調査報告書」(史料①)は、下線部にあるように、1938年6月5日に新京(長春)の東北方面にある「卡倫」という村の役所で73歳の王萬昌という高齢者のほか農民4、5名から、そして翌6日に新京で当時のゴルロス前旗旗長チメドサムピルの秘書であった蘇寶麟氏から聞き取り調査を行って得た情報を根拠としている³⁹。従って、その信憑性はかなり高いはずである。興安局の聞き取り調査の結果としては、上に引用したように、王君寵、張廷仁、朱克旺、張立緒という4名の攬頭がゴルロス公から各々広い土地を受け取って占有したようである。小作人たちは彼ら攬頭から各々の希望する土地を受け取ってから、土地を耕作する資格として白契という土地証明書をゴルロス前旗の旗長衙門から受け取ったのである。またこれらの攬頭がゴルロス公より土地を受け取った時に荒佃または押租銀と呼ばれる土地代金を払ったかどうかについては「調査報告書」(史料①)は、根拠とすべき文献が残っていないため蘇寶麟たちからの聞き取り調査の結果である「四大郷地方は單に四名の攬頭より毎年四千兩の租を納付せるのみで荒佃または押租銀の如き全然納付せるなき旨を力説してゐる」ということを信用している。またゴルロス公がこの地方を開放したのは小作料の徴収が目的であり、漢人農民をこの地方に住ませたのも「借地養民」の名目であったため、売却ではなく土地代金は徴収していないであろうと述べている⁴⁰。

2.2.2 土地証明書の発行

四大郷地方が開放された当時、蒙旗には土地測量の定まった方法はなく、ただ開放する土地のおおよその範囲を決めた後、攬頭に任せて漢人佃戸に開墾させていた。正確な測量を行わないため、佃戸が土地を多めに取り、地租を少なめに払うということが絶えなかったのである。蒙旗が土地を開放する際、事前に漢人佃戸との間で清丈(測量)の年限に関して合意を得ておき、その期限が切れると旗から人を開墾地へ派遣してもし盗墾や私墾の浮多地⁴¹が検出されれば、実際の面積に合わせて地租を増やすことになっていた。長春四大郷の場合は、45年毎に一回清丈を行うことになっていたため⁴²、計算してみると45年後の道光24(1844)年及び90年後の光緒15(1889)年に行われたはずである。道光24(1844)年

³⁹ 興安局1938(史料①):72-73.

⁴⁰ 興安局1938(史料①):36.

⁴¹ 土地証明書に掲載されている面積以外に増やした土地。つまり蒙租等の税金を払っていない土地のことである。

⁴² 興安局1938(史料①):36.

には後で検討する農安県所属の「夾荒」の測量が行われているため、長春四大郷地方も行われたはずだと興安局は推測している⁴³。次の光緒15(1889)年の測量については興安局の記述によるとむしろ繰り上げられて光緒8(1882)年頃に測量されたと考えられる。なぜそれがわかるかという、光緒9(1883)年に発行された「執照」に以下のように書いてあるからである。ただ史料①ではその全文を引用しているわけではなく、光緒9年という年次の部分も省略されている。なおこの光緒9(1883)年の「執照」がこの地方で発行された初めての「執照」であったのである⁴⁴。

本公八旗前次出放長春廳所屬四大郷荒地十八萬晌今屆四十五年限滿咨蒙理藩院轉行吉林將軍據派協領等官並該通判⁴⁵會同本公蒙員勘丈⁴⁶

〈引用者による翻訳〉

本公八旗⁴⁷の前回開放された長春庁に所属する四大郷荒地は今回45年の期限が満ちた⁴⁸。理藩院へ咨文を送り、吉林將軍に轉達させ協領等の官を派遣して当該通判と本公の蒙員で共同で勘丈する。

その次に「執照」を発給しそれまでの白契を回収したのは光緒23(1898)年ちょうど農安県の「夾荒」の増租(蒙租を増やす措置)が行われた年であり、この時に発給された「執照」は、光緒9(1883)年にゴルロス前旗旗長だけの名義で出された「執照」とは違って長春府正堂⁴⁹との連名となっていることに注目すべきである。その内容を「調査報告書」(史料①)の記述から引用すると「光緒八〔1882〕年丈地後十數年を経て轉兌⁵⁰等が行はれても更名しない爲十餘家の権利が一戸の執照の内に包含され民間に於て弊害あるのみならず租款の徴収にも不便である故に旗と長春府とが協議の上印照を発給する…⁵¹」となっている。佃戸の間で土地の使用収益権などを売買した時でも名義変更をしなかったことによって、年数が経つにつれて土地権利関係が複雑化してしまい、佃戸の間のトラブルを発生させたのみならず、蒙旗側の蒙租徴収にも不便な状況をもたらしたため、長春府と連名で新しい執照

⁴³ 興安局1938(史料①):36.

⁴⁴ 興安局1938(史料①):36.

⁴⁵ 通判の写し誤りだと思われる。

⁴⁶ 興安局1938(史料①):36,72.

⁴⁷ 今のところ意味不明。ゴルロス前旗のことだと思われる。当時の旗長はトゥブウルズィートであった。

⁴⁸ 本当はまだ45年には達していなかったが、光緒8年に繰り上げて実施した。

⁴⁹ 「正堂」というのは、官の役所が事務を行う場所を指す。ここでは長春府の役所を指す。

⁵⁰ 耕作権者の交代を意味する。

⁵¹ 興安局1938(史料①):37.

を発給したのである。ここから判断すると、この時期すでに漢人人口数が相当増えたこと
によって土地権利関係が非常に複雑になったため蒙旗が自らの力で土地を測量して蒙租を
増やすことができなくなり、長春府側の協力を要請せざるを得ない状況になったことから、
蒙旗が単独で土地執照を発給する権利を失い、長春府と連名で発給するようになったよう
に思われる。

その後清末の宣統2(1909)年、そして中華民国時代に蒙地の測量が行われた時にも新し
い「執照」が発給されて古い「執照」と交換されているが、四大郷地方でも農安県と同時
に行われていて「調査報告書」(史料①)の農安県部分に詳しく述べられているので、3.の部
分で詳しく検討したい。

2.3 蒙租の徴収

蒙租とは、土地を開墾して農作物を作る漢人農民から蒙旗側が毎年徴収する地租のこ
とを指す。未開拓地の場合は一般的に永租権⁵²の承認後6年目から地租が徴収され始めるが、
塾地(既開拓地)の場合はその年から徴収される。地租には「錢租」と「糧租」の2種類があ
る。「錢租」とは農民が地租を納める際に制錢(当時の中国の銅錢)で納めることを指し、「糧
租」とは佃戸が納租の際に穀物そのもので納めることを指す⁵³。長春四大郷地方における
蒙租徴収手続きについて残された史料は非常に少ないが、「調査報告書」(史料①)では満
鉄が1914年に行った調査の結果(史料⑥)と興安局自身による現地聞き取り調査、そして
『大清會典事例』などの史料を総合的に分析しているため、かなり信頼できると筆者は考え
ている。これらの史料をいちいち確認しながら、以下のようにまとめていきたい。

まず四大郷地方が開放された時は政府側の官吏の手によることがなかったため「蒙租」
を徴収する機関としては、旗印務処に直属する地局、俗に「租子櫃」と呼ばれる役所のみを
設けて「蒙租」の徴収を含む多くの土地関係事務を取り扱っていたのである⁵⁴。

ゴルロス前旗が四大郷地方から「蒙租」を取り始めた年代について、「調査報告書」(史料
①)では、この地方の開墾が普通に漢人を招いてから開墾させた場合と違って、既にここ
で農耕生活を行って久しかった人々の滞在を追認しただけであるという点から考えて、満
鉄の調査結果を正当と見ている。その満鉄の調査は『嘉慶會典事例』の次の記述を引用して、
嘉慶4(1799)年に調べて発見した熟地に対しては同5(1800)年より徴租を開始したと述べ
ている⁵⁵。

⁵² 永佃権ともよばれる。小作料を払いつつ永遠に他人の土地を使用し収益を得る権利である。

⁵³ ソドビリグ2007:231.

⁵⁴ 南満州鉄道株式会社編纂(史料⑥)1914:107-109.

⁵⁵ 興安局1938(史料①):38、南満州鉄道株式会社編纂1914(史料⑥):104.

嘉慶五年七月奉旨郭爾羅斯游牧處所…仍令查勘酌定租數…遵旨議定查明該處共熟地二十六萬五千六百四十八畝按每畝徵糧四升共折銀五千五百七十八兩六錢扎薩克自向民人徵收⁵⁶

〈引用者による翻訳〉

嘉慶5〔1800〕年7月に勅令に従ってゴルロスの遊牧する處…依然として勘丈⁵⁷し、斟酌して租率を定める…勅令に従って協議した結果、当該處に熟地が265,648畝あることを明らかにした。畝ごとに4升の糧を徵収し、銀に換算すれば5578兩6錢であり、旗長は自ら民人から徵収する。

次に、当時徵収した「蒙租」がいくらだったか、「錢租」であったか或いは「糧租」であったかという問題については、上に引用した『會典事例』の記述によると「每畝徵糧四升」とあるし、満鉄の調査結果(史料⑥)もこれを根拠として糧租を一畝に付き穀物4升という「糧租」を納めていたと断定しているため、「調査報告書」もそれに従っている⁵⁸。ただ興安局の現地聞き取り調査でも、このような規定があったことを認めているものの、当時王公は北京に参勤しており交通も不便であったし、大量の穀類を王公のところまで運搬することは事実上不可能であったため、王君寵、張廷仁、朱克旺、張立緒の4攬頭は実際には毎年銀4,000兩の「蒙租」を納付していたという回想が得られたという。つまり、上記『大清會典事例』の記事は彼ら攬頭が佃戸から徵収する租率を指したものであり、徵収した穀物を銀に換算すると5578兩6錢になると記されている。ここから4千兩を控除したものが攬頭の収益になったのではないだろうか、史料①で興安局は記述している。しかも興安局の調査員はこのような記述をただ一箇所で聞いたのではなく、県公署と徵租局、及びそのほかの年寄りたちによるほとんど全ての調査箇所でのような話を聞いたため、この地方では嘉慶年間に既に錢租を納めていたと言えるだろうと興安局は解釈している⁵⁹。

そして租率については、光緒8(1882)年に清丈が行われた後の租率が1晌あたり420文であったことは「執照」に記載されていて明白であるが、道光(1821-1850)、咸豊(1851-1861)、同治(1862-1874)年間等光緒8(1882)年以前の租率がいくらだったかについては残念ながら決定できる史料が残されていないため、次に検討する農安県「夾荒」地方と同じ

⁵⁶ 『大清會典事例』卷一六七、南滿州鐵道株式会社編纂1914(史料⑥):104,興安局1938(史料①):37.

⁵⁷ 管轄の官署が農民の耕している土地を実際に測量し、農民たちがひそかに開墾して、土地証明書に記入されていない土地、つまり、税金を払っていない土地を調べて、税金を徵収する行為を指す。

⁵⁸ 興安局1938(史料①):38.

⁵⁹ 興安局1938(史料①):38.

240文であつただろうと推測している⁶⁰。

また、光緒8(1882)年に1晌あたり420文と定められた「蒙租」は、宣統2には(1910)年に660文と改められ、その内の420文を蒙旗に、240文を政府に分配することとなるが、この租率の変化は農安県の「夾荒」と大差ないため、次の3.の部分で詳しく検討したい。

3. 農安県の開放

ここで検討するのは満州国時代における農安県(最初の設置は光緒15年)の管轄範囲である。「調査報告書」(史料①)から本稿の末尾に引用した地図の中央の北部に当たる。この農安県の中には、道光7(1827)年に開放された「夾荒」地方の一部、光緒16(1890)年に開放された「伏龍泉(文末地図における農安県第Ⅴ区西半分)及び艾甘屯屯」地方、また開放された時期を確定できる史料が残されていないが、現地聞き取り調査の結果道光4(1824)年開放と言われている「龍灣荒或いは農安荒」地方(同Ⅰ、Ⅲ区)、そして「靠山屯」地方(Ⅱ区)が含まれている。いずれもゴルロス前旗の旗長自身による「私墾」の事例である。

この内「靠山屯」地方は満州国時代の康德4(1937)年に懷惠郷から農安県に編入された地方であり⁶¹、2.で検討した四大郷地方の一部であるため、ここでは繰り返さない。また「龍灣荒或いは農安荒」地方については残された史料が非常に少ないため詳しく検討することはできない。そこで、ここでは「夾荒」と「伏龍泉及び艾甘屯屯」について各々の開墾・売却手続き、そして「蒙租」の徴収といった問題をなるべく詳しく検討したい。

3.1 農安県開放の経緯

3.1.1 「夾荒」地方開放の経緯

農安県の「夾荒」地方の開放について「調査報告書」の記述を引用すると以下の通りである。

(6)道光七[1827]年に至り郭爾羅斯公は前記四大郷界址以外の長春西北方を横に跨る夾荒(西夾荒とも謂ふ東夾荒は現在德惠縣木石河以東の地)の開放を部⁶²を経て奏定し招民領種せしめ、向後十年毎に畝を按して勘丈し臺帳に登載して租を収むること、し、同十三[1833]年には其の界址を勘明、土標を立て、界限を劃定した。(界限圖は郭前旗公署に在り)⁶³

⁶⁰ 興安局1938(史料①):39-39.

⁶¹ 興安局1938(史料①):230.

⁶² 戸部のことだと思われる。

⁶³ 興安局1938(史料①):227.

(7)而して當初の規定に依る勘丈は道光二十一〔1841〕年及咸豊六〔1856〕年の前後に於て之を行ひ入冊納租せしめたのであるが其の後に於ては屢々繼墾私占田地に對し原定章程に照し詳細の丈量を行ひ公平に査辦せんとしたるも、其の度毎に当該地方の民衆の反抗、従前蒙民私約を理由とする免丈呈請に遭ひて、之を中止するの已むなきに至つた(参考第一)⁶⁴

(8)之より道光二十四〔1844〕年の頃(前述道光二十一〔1841〕年の勘丈の際なるへし)將軍衙門より員を派し勘丈を行ひ租の四割加増を爲したる際民人は蒙古委員包某を通して郭爾羅斯公に一萬吊⁶⁵の銀子を贈り將來永く免丈不加増租せらるべき旨を呈請して其の許諾を受け、總體僅かに一萬响の租銀を納付することに決定を見た。(因に此の納租面積は後の光緒二十三の年の加増の際における文獻に「前納租地十四萬餘响」とあるに徴して夾荒第十甲のみの数字であらう)従つて前記咸豊六〔1856〕年以後に於ける民人抗阻の原因の一である蒙民私約とは、此の事実を指すものである。(参考第二及第三)⁶⁶

(9)さて、斯の如く民衆の抗阻、免丈申請に遭ひて勘丈を行はざる儘三十数年の時日を経過したのであるが、光緒十九〔1893〕年十月理藩院より丈量の督促在り、同二十〔1894〕年四月當時熟地四十三萬餘响、生荒地及房園二十萬餘响中徵租面積は僅かに十四萬响に過ぎざりしを以て之が倍加を爲さんとて、長春府知府文韞を総理とし、前通判張呈泰防禦塔爾幹及署農安縣知縣尹融を會辨として現地に赴き佃民を説得せしめんとした。然るに該荒界内の刁民⁶⁷岳旬會、賈老道、劉萬有、李學文等は馬賊劉潮と結び良民を脅逼、多衆を擁して蜂起し官の勸導に聽従せざりしを以て副督統銜文元統領明順、丁春喜等は官兵を率ひて之が鎮壓に當つたのであったが此の紛擾に於て槍斃する者千七百餘人に達したと謂ふ。茲に於て吉林將軍長順は欽差副督統曾祺と會同して協議の結果「現值倭氣不靖⁶⁸邊備戒嚴若再派員往勘尤恐滋生事端…只宜緩圖良策從長計議俟倭寇蕩平軍務肅清再行奏明勘辦⁶⁹」となし、停丈を奏上し批准を得るに至り一先つ落着を告げた。(参考第一)

⁶⁴ 興安局 1938 (史料①) : 227-228. (参考第一) というのは、史料①に添付されている参考史料の内の一冊目の物を見よという意味である。以下同様。

⁶⁵ 吊は一般に銅錢千枚(あるいは百枚)を指す。銅錢一千万枚に相当する銀のことを述べている。

⁶⁶ 興安局 1938 (史料①) : 228.

⁶⁷ ずるい民のこと。

⁶⁸ 史料①の誤記だと思われる。正しくは「倭氣不清」であり、日本語に訳すと「倭寇の意気を、まだ取り除くことができていない」という意味だと筆者は思う。日清戦争のことを指している。

⁶⁹ 長順による報告の文。参考第一として史料①に後掲されているが、どこから引用したのかは不明。『民国農安縣志』にはこの文は存在しない。

(10)然るに斯る情勢は其の後間もなく打開されるに至った。即ち光緒二十三[1897]年(農安縣志に依る。尚「蒙地」には二十四年とあり)延茂の將軍になるに及んで原租を倍加することと、前納租地十四萬零二百四十晌七畝八分に對し新たに納租地十四萬四千六百九十二晌一畝七分を加増した。而して此の加増に付ても當初佃民側より依然異議続出したのであったが、白希李、杜學瀛、子文福、鄂齡、管麟書等の夾荒委員または總辦は現地に赴き説得に努めた結果遂に人民を承服せしめ、之が実施を為すに至った。(参考第四)⁷⁰

(11)此の加増租に付て特に注意すべきは夾荒地方に於てはこれまで白契を以て権利の證據となし別に執照の發給を為してゐなかつたが、此の時始めて花名細冊⁷¹を造り蒙公と會同して印照を發給すること、し、先づ其の前提として小票を給し同年秋新舊兩租を徴すると共に執照と換給し且照費⁷²を免し将来勘丈増租を為さざることを約したことである。(参考第五)斯くて永年の紛擾はこゝにその結末を告げるに至った。

以上で引用を終え、農安縣夾荒地方の開放の経緯について検討していきたい。

史料①下線部(6)によると、ゴルロス公アルタンオチルが道光7(1827)年に、長春四大郷地方のほか長春西北方を横に跨る「夾荒」地方に漢人を招いて土地を開墾させた後、部の奏定を経て「蒙租」を徴収し始めた。その後10年ごとに1回「畝」を単位として土地を勘丈し、新たに開墾された土地を土地台帳に登録して「蒙租」を徴収するように決めたのである。この記述は『民国農安縣志』卷二田賦(史料③)⁷³と『吉林通志』卷二十九(史料④)そして『東三省政略』(史料⑤)にも記載されているが、やはり1927年に編纂された『民国農安縣志』の記述がもっとも詳しい。史料①にある「夾荒を西夾荒とも言い、東夾荒は現在の德惠縣木石河より東にある地域を指している」⁷⁴という記述は『民国農安縣志』のみにあるため、おそらくそこから引用したものと思われる。

史料①下線部(7)によると、10年に1回勘丈するという開放された当時の規定に基づいて道光21(1841)年および咸豐6(1856)年の前後にこれが行われたが、その後漢人佃戸たちが勝手に開墾することによって増えた「私占地」に対して規定通りに勘丈して均等に取り扱おうとするたびごとに彼らによる昔の「蒙民私約」を理由とする免丈(勘丈の免除)申請

⁷⁰ 興安局1938(史料①):228-229.

⁷¹ 人員目録のことを指している。

⁷² 土地証明証の發行手数料。

⁷³ 史料③67-68.

⁷⁴ 原文は「道光七年屬長春界內夾荒招民領種、初四大郷界外橫跨長春所屬地界名曰夾荒(西夾荒即恒裕郷十一十二十三三十四十五甲東夾荒即懷德郷木石河一帶)」である。

に遭って中止させざるをえなかったのである⁷⁵。

ではここで言う昔の「蒙民私約」というのは具体的にどういう契約を指しているのでしょうか。以下史料①下線部(8)の記述及びその根拠となった「参考第二及び第三」を分析しながら検討していきたい。まず参考第二というのは「夾荒十甲納租報竣章程碑記」という当時の新京西四道街財神廟という場所にあった碑文であり、その内容を興安局の調査員が採録して史料①の最後に参考第二として載せたものである⁷⁶。その碑文によると、道光24(1844)年頃(史料①では道光21の年はずだと記している)に將軍衙門より員(委員)を派遣して土地を勘丈した結果、地租を4割増やした時、佃戸たちが蒙員包老爺という人物を通じてゴルロス公に銅錢1万吊分の銀を贈って将来永遠に勘丈しない、「蒙租」をも増やさないという承諾を受けて全部合わせてわずか1万响分の蒙租のみを納付することで決着をつけた上に、これを碑文に書いて証拠として残したようである。従って前記咸豊6(1856)年以後において佃戸たちが蒙租を拒む原因の一つとなった「蒙民私約」とはこのことを指しているようである⁷⁷。続いて調査報告書のいう参考第三というのは、ずっと後の光緒23(1898)年に延茂が吉林將軍になってようやく「夾荒」を勘丈して蒙租を徴収する土地面積をもとの2倍に増やすことができた時、彼がこの状況を清朝中央へ送った報告書のことである。史料①がこの報告書をどこから引用したのかは不明である。史料①に引用したこの報告書では、この「蒙民私約」について「実は佃戸たちは金銭を餌にしてモンゴル公を騙したのであり、モンゴル公もこの利益に乗った⁷⁸」と延茂が述べている。

さて、史料①下線部(9)によると、このように佃戸の反対に遭って勘丈しないまま、30数年間が経過したのであるが、延茂が吉林將軍になる以前の光緒19(1893)年10月に理藩院から勘丈の督促があったため、当時の吉林將軍長順が土地を調べた結果、同20(1894)年4月の時点で熟地が43万余响、生荒地(まだ開墾されていない土地)及房園(住宅地)が20万余响開放されていたことがわかった。その内、モンゴル側が「蒙租」を徴収していた面積はわずか14万响のみ、すなわち約4分の1に過ぎなかったのである。そこでモンゴル側は「蒙租」を徴収する面積を14万响の2倍に増加させようとして長春府知府文韞を総理とし、前通判張呈泰及び署農安縣知県尹融を會辦として現地へ赴き佃民を説得した。しかし当該荒地内のずるい奴ら(刁民)岳旬會、賈老道、劉萬有、李學文などが馬賊の劉潮と結託して良民を威迫し、多くの人を率いて蜂起し、官の説得に従わなかったため、副督統の文元、統領の明順と丁春喜らが官兵を率いて鎮圧した結果銃殺されたものが1700人余にも達したの

⁷⁵ 興安局1938(史料①):227,277-278.

⁷⁶ 興安局1938(史料①):278-279.

⁷⁷ 興安局1938(史料①):228,278-279.。

⁷⁸ 原文は「其實眾民施餌以愚蒙公而蒙古遂乘機以罔」である。

である。そのため吉林將軍長順が欽差副督統曾祺と会同して協議した結果、この「蒙租」を2倍に増加するのを停止するように上奏して、許可を得たことによってこの紛擾は一時落着を告げたという⁷⁹。

史料①ではこの記述の後ろに載せられている「参考第一」(夾荒の停丈を長順が皇帝に申請した文書)という史料を根拠としているが、筆者が確認したところ、『民国農安県志』巻二田賦(史料③)に同様の記述が確認できた。おそらく史料①下線部(9)も最後の漢文1行余りの部分を除いてこの県志に依ったものと思われる。ただ史料①では同県志のこの件の記述の後半部分に当たる勘丈を停止するように申請した部分のみが掲載されている。県志にある記述全体の前半部分に当たる光緒20(1894)年4月に吉林將軍長順が土地を調べた結果や佃戸たちの擾乱についての記述は、史料①には引用されていない。

ちなみに、この勘丈を停止するように申請した理由については、史料①下線部(9)の最後の方で引用されている漢文を訳すと「現在まだ倭寇の意気を取り除くことができなくて、辺境が戒厳されている時期にあり、若し再び委員を派遣して勘丈するならば、おそらく事件が起きる可能性がある…取り締まりを緩めて再びゆっくり協議して良策を図るしかない。倭寇をぬぐい取り、軍務を肅清してから再び勘丈するように申請する」である。ここから、日清戦争(1894-95)による混乱の中で「夾荒」地方へ委員を派遣して勘丈することは事件を起こす危険性があるため、いったんそれを停止したということがわかる。

ただ、その後はこのような状況は長く続かず、光緒23(1898)年に延茂が吉林將軍になると、前述したように、再び蒙租を2倍に増やそうとし、以前の納租地140240晌7畝8分に加えて、新たに納租地144692晌1畝7分を加増した。つまり、蒙租を徴収する土地面積を2倍に増やしたのである。その時も佃民(農民)側から依然として異議が続出したのであったが、白希李、杜學瀛、子文福、鄂齡、管麟書等の夾荒委員または総辦が現地へ赴いて説得に努めた結果ついに民人を承服させたのである⁸⁰。

ここで史料①が根拠として参考用に掲載した「参考第四」とは「農安夾荒地局稟軍憲文」というタイトルの史料で、『民国農安県志』(史料③)によると「夾荒」を勘丈するために光緒20(1895)年6月27日に設置された「農安夾荒地局」という役所の委員であった白希李、杜學瀛、子文福、鄂齡、管麟書らとその経緯を將軍延茂に報告した稟文である。すなわち、同じものが『民国農安県志』にも掲載されているのであるが、興安局の調査員が参照引用したのが稟文原文であったのか、『民国農安県志』であったのかは確かめることができない。いずれにせよ内容は一致しているので、信憑性は高いであろう。

⁷⁹ 興安局1938(史料①):228、277-278。

⁸⁰ 興安局1938(史料①):228-229,279-282、『民国農安縣志』(史料③)巻二:69-71。

そして今ここで特に注意すべきことは、「夾荒」地方ではこれまで白契（官の朱印が押されていない民間の間で行われた土地売買の証明書）を以て土地権利の証拠とし、別に執照（土地証明書）は発布していなかったが、この時初めて農民の人員目録（花明細冊）を造ったという点である。これに伴って吉林側がモンゴル王公と会同して執照（土地証明書、この地方でよく知られている「龍照」）を発行することになった。その手順としては、まず、小票（明細書）を発行してもらい、この小票に記載されている内容に基づいて、同年の秋に新旧両種類の「蒙租」を納付した後、この小票を土地執照と交換したようである。またその時、土地執照を発行する費用（照費）を免除したようであり、そのほか、これから永遠に土地を測量しない、蒙租も増やさないと佃戸に約したようである⁸¹。ちなみにここで史料①下線部(6)が根拠とした「参考第五」は光緒23（1898）年に「夾荒」地方を勘丈した際に定めた章程であり、『民国農安縣志』（史料③）にも同じものが掲載されている。

3.1.2 「伏龍泉及び艾甘兔屯」地方開放の経緯

夾荒の開放後、久しく蒙地の開放を見なかったが、光緒16（1890）年に至って夾荒餘地と呼ばれる本県の西部に当たる「伏龍泉」地方を168,860晌開放した。当地方の開放については、興安局の職員たちが1938年5月1日に伏龍泉商務会で聞き取り調査を行った際の結論によると、旗長が「順昇合」、「仁合公」等の紳商⁸²から借金をしていたようで、それを返済するために「順昇合」に5万晌、「仁合公」に4千晌ほどの土地を売却したのである（売却代金については後述）。さらにそのほかの10万晌ほどの土地を旗長自らが直接佃戸に払い下げたのである。そしてこれらの佃戸が攪頭となり、土地を細分化してさらにその下の佃戸に払い下げて小作させ、収穫した穀物の6割を耕作佃戸の収益に、4割を攪頭の収益にしたのである。そのほか、これらの攪頭は、モンゴル側から土地を買った時288弓を1畝としたが、佃戸に売却する時には240弓を1畝⁸³として中間利益を得ていたのである⁸⁴。「伏龍泉」地方について筆者が他の関連文献を調べると、『民国農安縣志』（史料③）で、光緒15年（1888）に「伏龍泉」鎮が設置され、開放当時は「順昇合」焼鍋⁸⁵1戸しかいなかったが、その後日々益々人が集まったと短く述べられている⁸⁶。以上史料①の聞き取り調査と史料③の

⁸¹ 興安局1938（史料①）：229、282-283。『民国農安縣志』卷二（史料③）：69-71。

⁸² 勢力や財力のある紳士（地主）や商人のことを指す。

⁸³ 中国東北地域では土地の測量単位としては「弓」、「畝」「晌」「方」「井」と言ったものがあり、288弓を1畝、10畝を1晌、45晌を1方、36方を1井とする。その内の「弓」というのは土地を測量する道具でもあり、長さは5尺2寸（約1.7m）、それを1弓とし、240弓を1小畝、288弓を1大畝とする。詳しくは包2018を参照。

⁸⁴ 興安局1938（史料①）：229,274-275。

⁸⁵ お酒を作っているところ。

⁸⁶ 『民国農安縣志』（史料③）：卷三建置。

『民国農安縣志』という2つの史料において、開放された時期と「順昇合」に払い下げたという記述とがほぼ一致していることから、この情報の信憑性はかなり高いということがわかる。特に「調査報告書」が現地で聞き取り調査を行ったことによって、より詳しい情報が提供されたと見えよう。

「艾甘兔屯」地方も、光緒29(1903)年に京借銀(北京での借金)やそのほかの返済に充てるために旗長が約12,760晌を開放したことがきっかけとなったのである。その際に徴収した荒価(土地開放代金)の銀126,052両4錢3分のうち、経費を除いた金額を全て順昇公、世合源、世合昌などの商人に対する債務弁済のために当てたのである⁸⁷。

これらの地方の開放において一番注目される特徴としては、旗長個人の借金返済のために開放されたという点にある。『東三省政略』には、当時ゴルロス前旗旗長であったチメドサンプルが銀38万9千両に達する負債を抱えていたと述べられている⁸⁸。

3.2 農安県の設置

ここまで農安県の開放に到る経緯を検討したが、次に、これによってできた中国本土式の行政機構である農安県がいつどのように設置されたかについて検討していきたい。これについて『東三省政略』(史料⑤)では以下のように述べられている。

農安縣亦郭爾羅斯前旗牧地初設照磨隸長春廳光緒十四年長春廳升府移照磨于朱家城子
改置農安縣治設知縣訓導巡檢兼典史各一員復增主簿一缺分防新安鎮⁸⁹

〈引用者による翻訳〉

農安県もまたゴルロス前旗の牧地であり、最初は「照磨」⁹⁰を設置して長春庁に隸属させた。

光緒14(1888)年に長春庁を長春府に昇格させた時「照磨」を「朱家城子」へ移して「農安」を県として改めて設置し、「知縣」、「訓導」、「巡檢兼典史」を各々1名、また「主簿」を1人増やして「新安鎮」に派遣して防衛させた。

ここから「夾荒」地方は最初に長春庁に管轄されていたが、その後現在の農安県域に「照磨」を設置してまた長春庁に管轄させたことがわかる。その「照磨」を設置した年代は『民

⁸⁷ 興安局1938:229(史料①)。

⁸⁸ 『東三省政略』(史料⑤)蒙務上:1793。原文は「光緒二十八年扎薩克公奇默特色木丕勒以新陳積欠銀三十餘萬兩市錢八十餘萬串咨告吉林將軍長順並述負債本末設法代還將軍允之先諭令放債各商號停利候辦飭長春府農安縣權代徵收該旗地租並派員清查積欠確數計所欠養正書院議會及各商號等本利銀三十八萬九千餘兩錢七十三萬六千餘吊」と記述している。

⁸⁹ 『東三省政略』(史料⑤):蒙務下籌蒙篇紀建置郡縣。

⁹⁰ 府衙門の下にある官署名。

『国農安縣志』(史料③)によると光緒8(1882)年であった。光緒14(1888)年に長春庁を長春府に昇格させた時、「照磨」を長春府の「朱家城子」へ移した。その翌(1889)年の5月⁹¹に農安県城に農安県を設置して「知県」、「訓導」、「巡檢兼典史」を各々1名、また「主簿」を1人増やして「新安鎮」に派遣して防衛させたのである。これがゴルロス前旗の内部に設置された第2番目の中国本土式の行政機構「農安県」である。

3.3 払い下げの手続き

農安県のもととなる「夾荒」地方の払い下げ手続きについていうと、興安局の聞き取り調査によれば、「夾荒」地方が開放される際に相当数の攪頭が介在していたので、清末の「官墾」のように勘放する役所などは別に設けてはいなかったし、また章程(規則)を發布したこともなかったのである。払い下げる手順としては、まず佃戸たちに彼らが希望する地域を選択させて、その地域を攪頭に届けさせてから、一定の面積を測量して払い下げたのである⁹²。そのほか、正式の執照(土地証明書)もなく、単なる「白契」が交付されたと言われる。したがって、攪頭は白契によってモンゴル王公から広い面積の土地を受領し、佃戸もまた攪頭から白契によって、土地を受け取って小作していたのである⁹³。「調査報告書」における以上の記述は、光緒23(1898)年に「夾荒」地方を勘丈した際の章程⁹⁴に「夾荒開墾有年始由攪頭大戸包攬」、「至於夾荒地畝悉以白契為據殊不足以昭信守」といった「攪頭」や「白契」の存在を証する条文があることや、現地での聞き取り調査の結果等を合わせて総合的にまとめ出された結論であるため、信憑性は極めて高いと思われる⁹⁵。

開放された当時の夾荒地方の「荒価」(土地代金)について、興安局の「小双城堡」における聞き取り調査では確かにあったと古老たちが覚えていたが、正確な値段についてははっきり覚えていなかったため、『東三省政略』(史料⑤)の記載を引用して、「調査報告書」(史料①)では上等地1晌15吊、中等地1晌10吊、下等地1晌5吊としている⁹⁶。そこで、ここで言う「荒価」は攪頭がモンゴル王公より土地を受け取った時の値段であったのか、或いは佃戸が攪頭より土地を受け取った時の値段であったのかという問題が出て来るが、当時のモンゴル王公が土地をこれほど細かく分けて攪頭に払い下げたとは思われないため、後者の佃戸が攪頭より土地を受け取った時の値段であった可能性が高いと筆者は思う。

「伏龍泉」地方の払い下げ手続きについては、「夾荒」地方と大きな違いがなく、攪頭がモ

⁹¹ 『民国農安縣志』(史料③)：卷三行政による。

⁹² 興安局1938(史料①)：236。

⁹³ 興安局1938(史料①)：236。

⁹⁴ 興安局1938(史料①)：282、『民国農安縣志』(史料③)卷二田賦。

⁹⁵ 興安局1938(史料①)：282-283、『民国農安縣志』(史料③)卷二田賦。

⁹⁶ 興安局1938(史料①)：234。

ンゴル王公より「白契」を以って土地を受け取り、農民は攬頭より「白契」を以って土地を受け取ったので、光緒25(1899)年になってからようやく正式な「執照」を受け取ったのである⁹⁷。

「艾甘兎屯」地方の払い下げ手続きについては、旗長による「私墾」ではなく、吉林省側から委員張呈泰を派遣して開放させた事例であるため、本稿では詳しくは検討しない。ただ当地方も、旗長チメドサムピルの借金返済のために開放されたという特徴を持っているため、「調査報告書」(史料①)に採録されている当時の農安県とゴルロス前旗側との間でやりとりされた公文書に基づいて、その経緯を簡単に述べておきたい。光緒29(1903)年6月24日に農安県側から蒙地を払い下げるといふ布告を出して払い下げを開始し、同30(1904)年12月8日に終了させたようである。その面積は12,760晌4畝7分であり、蒙旗側が得た土地代金は銀53,969両3錢1分であったが、これらの「荒価」を蒙旗側は結局1錢も直接手に入れることができなかった。全てチメドサムピルの借金返済用として張呈泰の手より「京借銀」の返済、寛城子の劉委員への借金返済、そして「順升公」、「世合源」「世合昌」など商店への借金返済として渡され、その明細書のみが同29(1903)年9月19日にチメドサムピルへ送られただけであった⁹⁸。

3.4 「蒙租」の徴収

まず農安県の租率については、興安局の聞き取り調査によると光緒23(1843)年以前の額は1晌につき年額240文だったのである。これ以後は420文になったことが光緒23年の土地「執照」に明確に記載されている⁹⁹。清末になると、政府による「新政」が実施され、大規模な開放が始まると同時に、土地の勘丈・整理が行われ、佃戸に正式な手続きによって土地を受け取るように命令し、蒙旗に対しても「蒙租」と「荒価」の一部分を政府に上納するように命令した。宣統2(1910)年には「蒙租」を年額660文に増やして、その内420文が蒙旗へ、200文が政府へ、40文が「清賦局」¹⁰⁰へ納付されたようである¹⁰¹。中華民国期における租率については、紙幅の関係上今後の課題としたい。

蒙租の徴収手続きについては、最初「租子櫃」と呼ばれる役所を設置して、毎年旧暦10月1日から翌年の4月末を「開徴期」、つまり蒙租徴収期間とし、県に依頼して布告を發布して農民たちに知らせる。農民たちは各々「租票」を携えて「租子櫃」へ行って蒙租を納付

⁹⁷ 興安局1938(史料①):236.

⁹⁸ 興安局1938(史料①):236,284-286.

⁹⁹ 興安局1938(史料①):246-247に引用されている。

¹⁰⁰ 宣統2(1910)年に吉林省が蒙地の勘丈を行った時、土地執照を発行するために設置した役所である。

¹⁰¹ 興安局1938(史料①):234-241.

してから新しい「租票」を発行してもらっていたのである。清末に蒙租の一部を政府に分納するようになった後は、蒙旗に属するものを「租子櫃」へ、政府に属するものを県公署へ納付するようになったのである¹⁰²。

4. 結論

本稿ではまず東部内モンゴルとしてはかなり早い時期である嘉慶5(1800)年に開放されたゴルロス前旗の開放蒙地である長春県を取り上げ、モンゴル王公が清朝の封禁政策に違反して私的に漢人を招き入れた所謂「私墾」の事例として分析した。具体的には漢人農民が当該蒙地で居住・耕作し始めてからいかなる経緯を経て、「長春庁」という彼らを管理する中国本土式の行政機構ができたか、そして「長春庁」の具体的な管轄範囲、さらにこの土地を漢人佃戸に払い下げる際の手続きと土地から徴収する「蒙租」について検討した。

結論は以下の通り。まず「長春庁」ができた経緯としては、乾隆56(1791)年に当時の旗長輔国公グンガラブタンが地租(蒙租)を徴収する目的で旗南部の一部を張立緒などの漢人農民に開放したことから始まった。嘉慶4(1799)年に吉林將軍から清朝に「借地養民」の名目で漢人流民の居住をそのまま認めてくれるように奏請した結果、寛城子というところに「長春庁」を設置したことがわかった。次に、当時の長春地方の範囲は嘉慶5(1800)年に開放された沐徳、撫安、恆裕、懷惠の四大郷地方を指していたことがわかった。土地の払い下げ手続きとしては、土地の測量や売却などを取り扱う役所すら設置されなかったことがわかった。蒙旗側には「荒価」または「押租銀」といった土地代金をも払わなかったことがわかった。最後に「蒙租」の徴収手続きについていうと、旗印務処に直属する地局、俗に「租子櫃」と呼ばれる役所を設けて「蒙租」の徴収を含む多くの土地関係事務を取り扱っていたことがわかった。

続いて「農安県」については、まず「夾荒」地方開放の経緯について検討した結果、開放当時は10年に1回土地を勘丈して、新たに開墾された土地から「蒙租」を追加して徴収するように決めていたが、咸豊年間からその度に佃戸たちに反対されたため中止せざるを得なかったことがわかった。緒23(1898)年によく徴租面積を2倍に増加させ、この時初めて正式な「土地執照」を発行したことがわかった。

次に、「伏龍泉及び艾甘屯屯」地方の開放について検討したが、この地方もゴルロス前旗旗長の借金を返済するために吉林省からの働きかけで行われたことがわかった。

以上ゴルロス前旗の私墾地について長春と農安の両県を事例として検討したが、やはりこの時期の東部内モンゴルの王公たちが、土地に対する所有意識や土地から得られる利益

¹⁰² 興安局1938(史料①):234-241.

などの面で、漢人商人や農民たちに比して厳密さに欠けていたことがわかる。

次に、本稿で検討した19世紀の蒙地開放と比べて、ずっと後の中華民国期の蒙地開放がいかなる特徴を持っていたかを、包蒼春2018・2019で明らかにした、同じゴルロス前旗の開放蒙地である乾安県を事例としてここで短く比較検討してみたい。

筆者は包蒼春2018で、民国15(1926)年に吉林省政府(軍閥)が当時のゴルロス前旗旗長であったチメドサムピルと交渉して現乾安県地方に当たる40万晌(約2948km²)の蒙地を開放し、中国本土式の行政機構(乾安県)を設置した過程を詳しく考察した。それによってまず、民国期の蒙地開放は吉林省政府側とゴルロス前旗側が正式な公文書をやりとりしつつ蒙地開放について交渉していたことがわかった。次に、1926年6月1日に長嶺県泰和鎮に「吉林勘放蒙荒総局」という土地の測量・売却を担当する役所を設置し、そこには、総辦のもとに科長1、係長5人、辦事員15人、10組の測量員がいた。そして長春の街の東五馬路に地価や経費などの徴収を取り扱う放荒収価処を置いて、その中に会計、票照兩係が設けられたことがわかった。蒙地を開放する際の測量方法については、まず土地を「井」(3km×3km)という広さに区分し、続いてこれを均等に36分割して1つの「井」の内部に36個の「方」(500m×500m)を作っていたことがわかった。

包蒼春2019では、乾安県における土地の払い下げの具体的な手続きの実態、蒙租の徴収方法などを検討した結果、土地払い下げ手順は以下の5つのステップからなっていたことがわかった。まず第1段階は、領戸が購入したい土地を確認し、「放荒収価処会計股」へ行って購入申請を出す。第2段階は、土地購入の許可を得た後、「永衡官銀錢号」へ行って、地価などの各費用を支払う。第3段階は、「放荒収価処会計股」に戻って土地台帳に登録すると同時に「領戸執票」を発行してもらう。第4段階は、「放荒収価処票照股」で「荒地丈単」を受け取る。第5段階は、「執照」を受け取る。以上である。払い下げた結果について言うと、大部分の土地を受け取ったのは一般漢人農民ではなく、東三省の官員や吉林省の官員、軍人、商人などの政治的権力や経済力を持つ一部の人々であった可能性が高いことがわかった。

以上の比較から、開放初期の事例である長春県や農安県の場合は攬頭に大まかな範囲を指定させ、正式な交渉や測量すらせずに大規模な土地を払い下げて蒙租のみを受け取るという単純な方法を取っていたが、民国期の蒙地開放は手続きの面でいうと、それに比べてかなり厳密になっていたことがわかる。中国本土式の行政機構の設置面でいうと長春県や農安県のような19世紀における蒙地の開放は、王公らの私墾または清朝の「借地養民」によって漢人農民の人口が一定の量に達し、農業がある程度発展して、村屯レベルやモンゴル旗では管轄しきれなくなった時に中国本土式の行政機構(府庁州県)を設置したのであった。それに対して乾安県のような民国期の開放は、先に県を設置することによって蒙地を

開放し、それから移民を招き入れるという逆のプロセスになっていることがわかった。土地代金と税金徴収の面でいうと、19世紀の蒙地開放の事例では、長春県のように土地代金を徴収せずに、蒙租のみを攬頭から受け取るという形式であったり、農安県のように土地代金は受け取ったものの、税金を徴収する面積が実際の耕作面積の四分の一にすぎないというようなかなか杜撰な方法をとっていた。また19世紀に開放された蒙地の税金としては蒙旗に対して支払う蒙租のみが徴収され、政府に対して税金を払う必要がなかった。それに対して、民国期の開放蒙地では土地代金と税金とを、蒙旗と政府との両方に支払うことになっていた。最後に、蒙地の払い下げによって最大の利益を得たのは結局、19世紀には攬頭たち、民国期には吉林省の官員、軍人、富裕な商人たちであって、いずれの時代も政治的権力や経済力を持った漢人たちであったと推測できる。さらに言うと、モンゴル人王公たちの杜撰さがそれを呼んだということも言えるであろう。これらの点については、今後の研究でもっと詳しく検討する必要がある。包苓春2018・2019で検討した中華民国期のゴルロス前旗乾安県の開放過程事例に続いて、本稿では19世紀の長春県と農安県の事例を検討することができた。そこで今後の課題としては、清末の新政の時に開放された蒙地の事例について検討したい。

(Bao Lingchun, 神戸大学)

参考文献

・日本語研究文献

- 井手俊太郎1940「郭爾羅斯前旗における小作関係」『蒙古研究』2(6):37-42.
- 岡洋樹2007『清代モンゴル盟旗制度の研究』東方書店.
- ソドビリグ2007「「蒙租」と蒙旗土地権利関係の変遷 —ゴルロス前旗における蒙地開放をめぐる一—」モンゴル研究所編『近現代内モンゴル東部の変容』227-247、東京:雄山閣.
- 田山茂1954『清代におけるモンゴルの社会制度』東京:文京書院.
- 土地整理局1939『土地用語辞典』東京:嚴松堂書店.
- 萩原守2006『清代モンゴルの裁判と裁判文書』創文社.
- 広川佐保2005『蒙地奉上一「満州国」の土地政策』東京:汲古書院
- ブレンサイン2003『近現代における内モンゴル耕村落社会の形成』東京:風間書房.
- 包苓春(2018)「ゴルロス前旗乾安県における土地開墾の交渉と測量 —近現代東部内モンゴルにおける旗内での県設置の一事例—」『内陸アジア史研究』33:75-97
- 包苓春2019「東部内モンゴルにおける蒙地開放問題の一事例 —ゴルロス前旗乾安県における土地売却の手続き—」『日本とモンゴル』53(2):127-148.

矢野仁一1925『近代蒙古史研究』京都:弘文堂書房.

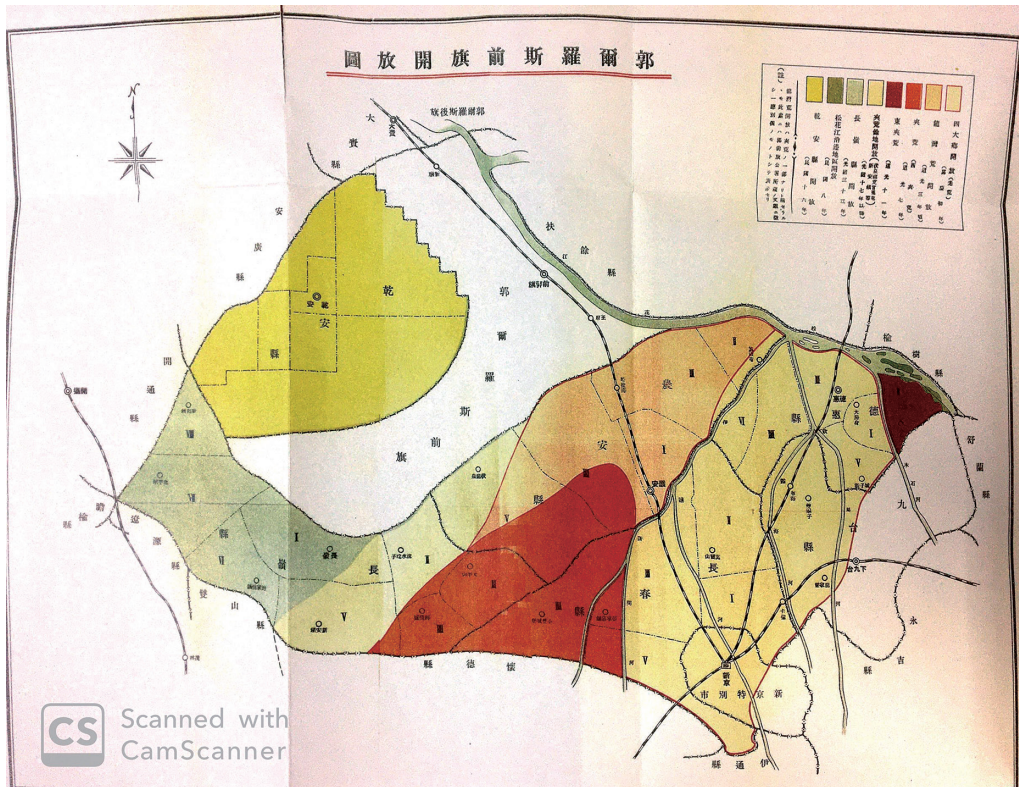
・中国語研究文献

包桂芹1995『清代蒙古官吏伝』民族出版社.

孟和宝音2010『近代内蒙古行政建置変遷研究』瀋陽:遼寧民族出版社.

王玉海2000『发展与变革』内蒙古大学出版社.

地図:ゴルロス前旗の開放図(興安局1938:冒頭よりそのまま引用)



(付記:本論文は、本誌の規定にもとづき、査読をおこなった。)